



あなたと活かす

みんなで育む

市民協働の まちづくり

本庄市市民協働のまちづくり指針概要版



本 庄 市





市民協働とは？

「市民協働」とは、行政が一元的に公共サービスを担うのではなく、市民、市民活動団体、地域コミュニティ団体、事業者（企業等）と行政が共通の目的のために対等な立場で互いの役割と責任を分担し、補完、協力してまちづくりに取り組むことです。



なぜ、協働が必要なの？



少子高齢化

少子高齢化が進み、これまでになかった課題が出てきました。



地方分権の進展

地域の特性を活かしたまちづくりが必要となっています。



市民ニーズの 多様化

市民のニーズが複雑化・多様化し、行政の担う公共サービスだけでは対応が難しくなっています。



**市民と行政が協力、連携、補完し合いながら
共にまちづくりを進めることが大切になってきています。**



協働の効果は？

市民の視点がまちづくりに具体的に反映され、市民主体のまちづくりの推進が期待されます。また、市民活動団体、地域コミュニティ団体、事業者（企業等）の専門性や先駆性を活かした、きめ細やかで柔軟なサービスの提供が可能になると考えられます。



協働に大事な原則

協働を進めるためには、次の原則を共通認識することが必要です。



協働のイメージ



地域ごとにきめ細やかで
柔軟な対応が必要なもの

子育て支援、
高齢者支援など



地域社会と密接な関係
が必要なもの

防犯、防災、ごみ減量化を
含む環境問題など



専門性が高いサービス
が求められるもの

スポーツ、文化、芸術、
国際交流、人権擁護など



合意形成が必要なもの

各種計画の策定



多くの人々の参加が
有効なもの

祭りやイベント、
清掃活動など



ボランティアに
参加したい

計画の策定に
参画したい



市民活動団体



市民



地域コミュニティ
団体

協 働



事業者
(企業等)



行政

企業としてまちづくりに
参加したい

地域活動の
担い手が足りない



問題の解決へ

市民協働の事例

本庄市では、様々なかたちの協働が行われています。

【協働のかたち】

- ・補助金・助成金 (A)(B) ・共催 (C) ・後援 ・政策・企画計画への参画
- ・委託 (D) ・事業協力・協定 (E)



集団資源回収事業(事例A)…補助金・助成金

自治会、PTA、子ども会など、集団資源回収を行う団体に報奨金を交付しています。資源再利用等の意識向上、廃棄物の減量につながっています。



国際交流協会(事例B)…補助金・助成金

国際交流協会に対し交付金を交付し活動支援を行っています。語学・文化・料理等の講座を通じて、市民の国際理解を高めています。また、交流イベントなどを開催し、外国人と日本人の交流を推進し、多文化共生社会の実現を目指しています。



こだま芸術文化の集い(事例C)…共催

市内で文化活動を行っている団体が幅広く参加し、文化活動及び芸能発表を行っています。日頃の活動の成果を発表する貴重な機会となっており、文化活動は生涯学習としての役割も担っています。



旧本庄商業銀行煉瓦倉庫の指定管理(事例D)…委託

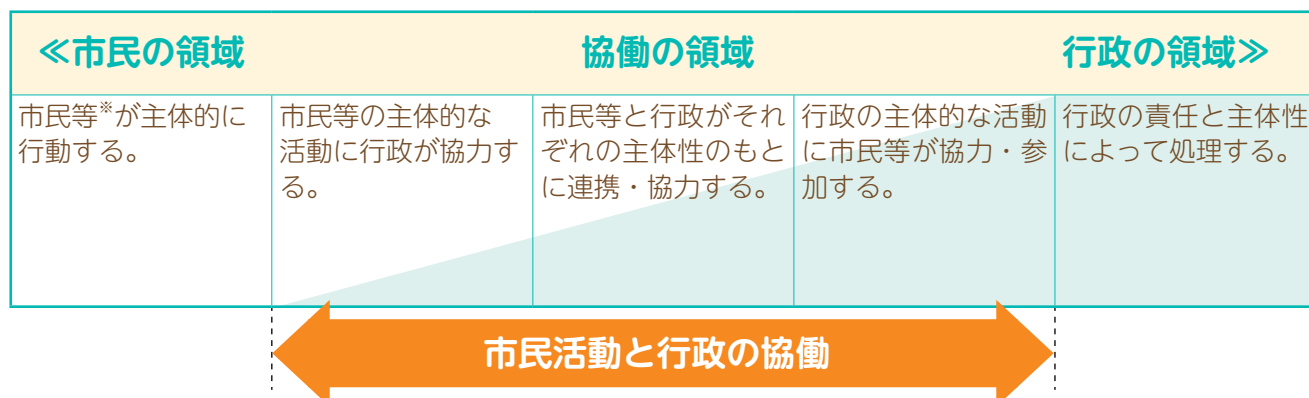
NPO法人が指定管理者として運営を受託しています。NPO法人が運営することで、柔軟かつ自由な発想で事業を開催しています。他の団体等と協働でイベントを行うなど、活発な交流が図られています。



図書館サービス事業「ブックスタート」(事例E)…事業協力・協定

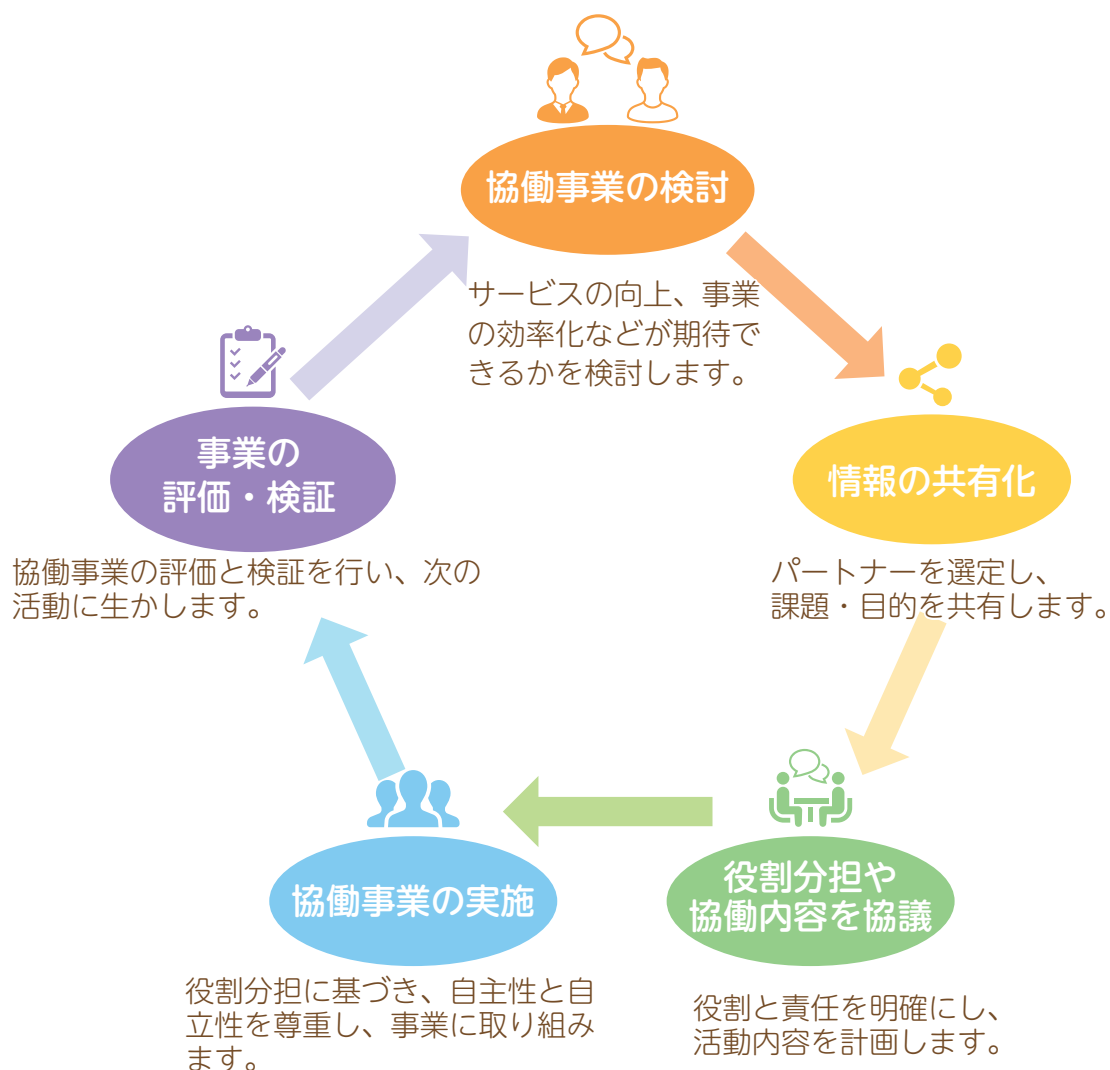
ブックスタートボランティアに登録していただき、保健センターで実施する9・10か月検診を受診する乳幼児と保護者1組ごとに絵本の読み聞かせを行い、絵本を介して親子のふれあいの時間と家庭での読み聞かせの普及につながっています。

🔗 協働に適した領域とは？



※市民等とは、市民、市民活動団体、地域コミュニティ団体、事業者（企業等）が該当となります。

🔗 協働はどうやって進めるの？



**協働を進めるうえでは、取組の過程が重要になります。
対話や情報交換を大切にして、目的や課題を共有し進めていきましょう。**



本庄市の取組

市民提案型協働事業制度

市民活動団体等[※]が企画・立案するもので、行政と協働で事業を行うことにより、サービスの向上、事業の効率化につながる事業提案です。

行政提案型協働事業制度

行政がテーマ、計画等の事業概要を行政提案として示し、市民活動団体等[※]が具体的な協働事業の内容を企画・提案して行う協働事業です。

市民活動団体登録制度

市民活動団体の情報を収集し、登録することにより、活動団体を把握し、団体同士のネットワークの形成や育成支援、市民の社会貢献活動への参加の機会を設ける制度です。

人材育成

地域のリーダーや活動の担い手となる人材育成のための講習会の開催など、活動に必要な知識を習得できる機会や場を設けていきます。

推進体制の整備

市職員の意識やスキルの向上、各種施策の協働型への転換などの取組を行うとともに、市民同士の情報交換や交流の場として市民活動交流センターを活用します。また、外部の専門家からの意見聴取を行う仕組みの構築に努めます。

事業者(企業等)の活動支援

事業者が地域社会の一員として、積極的に取り組む社会貢献活動を支援することにより、事業者（企業等）の協働事業への参画を促進します。

※市民活動団体等とは、市民活動団体、地域コミュニティ団体、事業者（企業等）が該当となります。



あなたと活かす みんなで育む 市民協働のまちづくり

発行 本庄市市民生活部市民活動推進課
〒 367-8501 本庄市本庄 3-5-3
電話 0495-25-1111 (代表)
FAX 0495-22-0602
e-mail katudou@city.honjo.lg.jp